

事故等についての対応手続き (TPDMS-2211)

情報銀行認定制度  
事故等についての対応手続き  
(TPDMS-2211)

一般社団法人日本 I T 団体連盟

情報銀行推進委員会

事故等についての対応手続き (TPDMS-2211)

(制改訂履歴)

版	制改訂年月日	内容
初版	2019年6月26日	新規制定、施行

※一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) の PMK511 を一部引用

## 目次

1. 適用範囲 .....	1
2. 定義 .....	1
3. 手続き .....	1
3.1 弁明または聴聞の機会の付与 .....	1
3.2 付与事業者等の弁明の機会又は聴聞の機会及び選択の変更 .....	1
3.3 付与事業者等が弁明の機会を選択した場合の手続き .....	1
3.4 付与事業者等が聴聞の機会を選択した場合の手続き .....	1
3.5 付与事業者等への措置結果の通知等 .....	1
3.6 付与事業者等による異議の申出 .....	2
4. 改正 .....	2

## 1. 適用範囲

情報銀行認定マーク付与機関が、「欠格事由及び判断基準」の「4.事故等についての判断基準」に基づいて事故等に対する措置を決定するときは、この手続きの定めるところによる。

## 2. 定義

この手続きで使用する用語は、この手続きで次に定めるものを除き、「情報信託機能の認定に係る指針」(以下「指針」という。 )、「情報銀行」認定申請ガイドブック、「欠格事由及び判断基準」及びJISにおいて使用する用語の例による。

## 3. 手続き

### 3.1 弁明または聴聞の機会の付与

認定団体は、欠格レベルの決定に際して又は欠格レベルの決定後に、必要に応じて、事故等を報告した申請検討中事業者、審査中事業者、及び付与事業者(以下、あわせて「付与事業者等」)に対して、弁明の機会又は聴聞の機会を付与することができる。

### 3.2 付与事業者等の弁明の機会又は聴聞の機会及び選択の変更

認定団体から弁明又は聴聞の機会の付与の通知を受けた付与事業者等は、弁明又は聴聞のいずれかを選択することができる。当該付与事業者等は選択結果を機会付与の通知文書の日付から起算して、7営業日以内に、認定団体に書面で通知しなければならない。付与事業者等は、選択の結果を変更することはできず、付与事業者等が選択結果を上記期間内に通知しない場合及び弁明又は聴聞を利用しない意向を認定団体に伝えた場合、弁明又は聴聞は行われないものとする。

### 3.3 付与事業者等が弁明の機会を選択した場合の手続き

弁明の機会を選択した付与事業者等は、機会付与の通知文書の日付から1か月以上の期間を定めて認定団体が指定する期日までに認定団体に弁明を記載した書面を提出しなければならない。当該期日までに弁明を記載した書面を提出しない付与事業者等は、弁明の機会を失うものとする。

### 3.4 付与事業者等が聴聞の機会を選択した場合の手続き

聴聞の機会を選択した付与事業者等は、認定団体が指定する期日に開催される情報銀行認定委員会(以下、認定委員会)に出席し、代表者もしくは代表者から委任を受けたものが陳述するとともに、認定委員会の委員からの質問に回答しなければならない。なお、聴聞の機会を選択した付与事業者等は、認定団体が指定する認定委員会の開催日の5営業日前までに、認定団体に聴聞の陳述書等を提出することができる。

### 3.5 付与事業者等への措置結果の通知等

認定団体は、決定された措置の結果について、速やかに付与事業者等に通知する。

事故等についての対応手続き（TPDMS-2211）

### 3.6 付与事業者等による異議の申出

認定団体からの措置の通知に対して異議がある場合、付与事業者等は別に定める規程に基づき、認定団体に対して異議を申し出ることができる。

## 4. 改正

この手続きの改正は、一般社団法人日本 I T 団体連盟 情報銀行推進委員会の認定分科会が行う。